

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律 概要

○ 改正の背景・必要性

- ・昭和28年の制定時は勤労青年を対象としていたが、今日においては多様な背景を有する生徒が多く在籍し学校数・生徒数ともに増加している。
- ・現状の課題に対応するよう改正し、定時制教育及び通信教育の質の確保・向上を図ることが必要である。

○ 改正の概要

題名【改正】	➤ 「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改める。
目的【改正】	➤ 目的規定に、「勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校の定時制教育及び通信教育の重要性」、「振興並びに適正な実施及び運営の確保」、「高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もって豊かな人生を送ることに資する」等を明記する。
責務【改正】	➤ 国は、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する等の責務を有する。 ➤ 地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する等の責務を有する。 ➤ 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、①施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実、②情報通信技術の活用等による内容及び方法の改善、③教員の研修の計画の策定及び実施、④通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図る等の責務を有する。
基本指針 【規定の新設】	➤ 文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針（基本指針）を定める。 ➤ 基本指針においては、次の事項等を定める。 ① 通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項 ② 必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項 ③ 広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する事項
権限の適切な行使 【規定の新設】	➤ 国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。
調査研究の推進等 【規定の新設】	➤ 国は、定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。

○ その他（附則）

施行期日	➤ 原則として、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
------	-----------------------------------